

平成16年改正後の信託業法の施行状況について

平成19年10月24日

金融庁

目次

1. 改正の経緯
 - 信託業法附則・国会審議における附帯決議
2. 受託可能財産の範囲の拡大
3. 信託業の担い手の拡大
 - 3-1 信託業の担い手の拡大
 - 3-2 信託業法施行後の新たな担い手の推移
 - 3-3 信託会社一覧
4. 信託サービス窓口の拡大
 - 4-1 信託サービス窓口の拡大
 - 4-2 信託契約代理店・信託受益権販売業者の推移
5. 信託の受託状況
 - 5-1 信託勘定残高の推移
 - 5-2 信託の受託概況(信託の機能別分類別)

1. 信託業法改正の経緯

旧信託業法

(大正11年4月21日制定)

受託可能財産を限定列挙

→金銭、金銭債権、有価証券、不動産等

信託業の担い手は、事実上金融機関のみ

→参入基準等が未整備

平成16年信託業法改正

(平成16年12月30日施行)

①受託可能財産の範囲の拡大

→財産一般を受託可能化

②信託業の担い手の拡大

→参入基準の整備

③信託サービスの利用者窓口の拡大

→信託契約代理店制度

→信託受益権販売業者制度

④受益者保護のためのルール整備

→行為規制(勧誘ルール、受託者責任、信託業務の外部委託、兼業規制等)

→ディスクロージャー制度

平成18年信託業法改正

(平成19年9月30日施行)

信託法改正に伴う信託業法の整備

①新しい信託類型のための規定の整備

→自己信託に関する登録制度

②受託者義務の合理化

金融商品取引法による信託業法の整備

①投資性の強い信託に金融商品取引法と同等の利用者保護規制

②信託受益権販売業者が第二種金融商品取引業者へ

附則及び国会決議における附帯決議

■ 信託業法(平成16年法律154号)

附則

(検討)

第二百二十四条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

■ 信託業法案に対する附帯決議(衆議院財務金融委員会(平成16年11月12日))

一 次期法改正に際しては、来るべき超高齢社会をより暮らしやすい社会とするため、高齢者や障害者の生活を支援する福祉型の信託等を含め、幅広く検討を行うこと。

■ 信託法案に対する附帯決議(参議院財政金融委員会(平成16年11月25日))

一 次期法改正に際しては、来るべき超高齢社会をより暮らしやすい社会とするため、高齢者や障害者の生活を支援する福祉型の信託等を含め、幅広く検討を行うこと。

■ 信託法案及び信託法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律案に対する附帯決議(衆議院法務委員会(平成18年11月14日))

一 来るべき超高齢化社会をより暮らしやすい社会とするため、高齢者や障害者の生活を支援する福祉型の信託について、その担い手として弁護士、NPO等の参入の取扱い等を含め、幅広い観点から検討を行うこと。

■ 信託法案及び信託法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律案に対する附帯決議(参議院法務委員会(平成18年12月7日))

一 高齢者や障害者の生活を支援する福祉型の信託については、特にきめ細やかな支援の必要性が指摘されていることにも留意しつつ、その担い手として弁護士、社会福祉法人等の参入の取扱いなどを含め、幅広い観点から検討を行うこと。

2. 受託可能財産の範囲の拡大

■ 平成16年改正前

⇒受託可能財産は以下の財産のみ。

- 金銭
- 有価証券
- 金銭債権
- 動産
- 土地及びその定着物
- 地上権及び土地の賃借権

■ 平成16年改正後

⇒受託可能財産の制限が撤廃され、以下のような財産の受託が可能に。

- 知的財産権(特許権、著作権) ...実際の受託例
 - 企業が保有する特許権の一括管理を目的とした特許権の信託
 - 映画の著作権を信託財産として資金調達を行う信託
- 排出権 ...実施に向けた業務方法書の変更例
 - 排出権取引における排出権管理信託
- 担保権 ...実施に向け検討中
 - シンジケート・ローン等における担保権の管理を目的とした担保権の信託(いわゆるセキュリティ・トラスト)※

※セキュリティ・トラストは、旧信託法の下ではその有効性に疑義が示されていたが、平成18年制定の新しい信託法においてこれが可能である旨が明確化された。

信託会社・信託兼営金融機関が受託し、または受託を検討している信託財産の多様化が進んでいる。

3. 信託業の担い手の拡大

3-1 信託業の担い手の拡大

■平成16年改正前

⇒信託の担い手は、金融機関のみ。

(参入基準等が未整備)

■平成16年改正後

⇒業務内容に応じた参入基準の整備。

⇒金融機関以外に担い手を拡大。

①一般の信託会社(運用型信託会社):免許制

…信託財産を裁量によって運用することができる信託会社

②管理型信託会社:登録制(3年の更新制)

…信託財産の管理のみを行うなど受託者の裁量性の低い信託業を営む信託会社

③グループ内信託(特定信託業者):届出制 (免許・登録不要)

…委託者、受託者、受益者が同一の会社集団に属する会社である場合の信託の引受け。

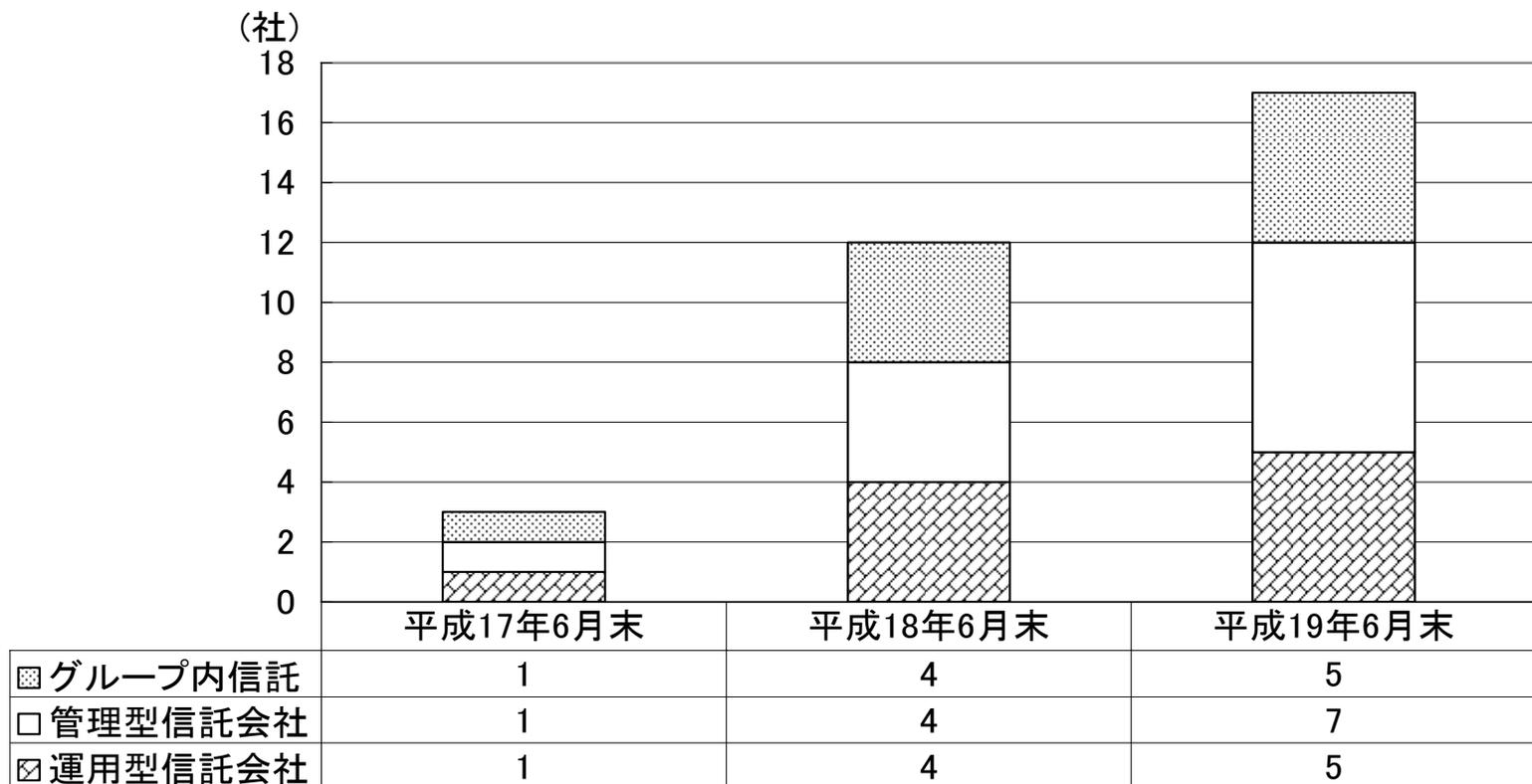
◇信託契約ごとの事前の届出が必要。

◇信託業法上の各種参入規制や行為規制は適用されない。

④承認TLO:登録制(①②とは別個の登録制度。更新不要)

…大学等技術移転促進法に基づいて文部科学大臣及び経済産業大臣の承認を受けた技術移転機関(承認TLO)が、大学等技術移転事業として行う信託の引受け

3-2 信託業法改正後の新たな担い手の推移



(参照:金融庁の一年)

信託会社(運用型・管理型)は徐々に増加。

グループ内信託についても、グループ企業が有する知的財産の集中管理・活用等のために信託業を行う会社が徐々に増加。

※なお、グループ内信託の届出件数(契約件数)は、平成17年6月末:1件、平成18年6月末:13件、平成19年6月末:17件となっている。

承認TLOについては、平成16年改正信託業法施行後、現在まで参入実績なし。

3-3 信託会社一覽

運用型信託会社

免許日	会社名	主な業務
H17.5.27	ジャパン・デジタル・コンテンツ信託(株)	知的財産権
H17.9.9	(株)朝日信託	高齢者財産管理
H17.9.30	日立キャピタル信託(株)	金銭債権の流動化
H17.10.27	DB信託(株)	不動産・金銭債権の流動化
H19.2.21	トランスバリュー信託(株)	金銭債権の流動化

管理型信託会社

登録日	会社名	主な業務
H17.5.2	SMLC信託(株)	リース債権管理
H18.6.21	きりう不動産信託(株)	賃貸収益不動産管理
H18.6.21	ファースト信託(株)	賃貸収益不動産管理
H18.10.24	ライツ信託(株)	特許権著作権管理
H18.11.22	(株)日本エスクロー信託	不動産売買代金の受渡し
H18.12.4	共同信託(株)	不動産管理
H19.3.19	(株)日本流動化信託	不動産流動化

(参照: 金融庁の一年)

- ① 知的財産権の管理運用(又は管理のみ)に特化した信託会社
 - ② 信託機能を活用した高齢者の財産管理や死亡時における相続人への財産分配に特化した信託会社
 - ③ 資産の流動化取引における流動化対象資産の管理運用(又は管理のみ)に特化した信託会社 等
- 各々特色のある業務を行う信託会社の参入が進んでいる。

4. 信託サービス窓口の拡大

4-1 信託サービス窓口の拡大

平成16年改正前

○信託契約締結の代理

- 認可制。
- 信託兼営金融機関の信託代理店の認可を受けられるのは以下の者のみ。
 - 銀行等の金融機関
 - 商工組合中央金庫

○信託受益権の販売

- 信託兼営金融機関が信託事務の一部として実施。

平成16年改正後

○信託契約締結の代理

- 登録制(更新不要)。
- 金融機関等以外に窓口を拡大。
 - 法人、個人を問わず参入可能。

○信託受益権の販売

- 信託業法上に受益権販売業者制度の創設。
- 登録制(3年の更新制)。
 - 法人、個人を問わず参入可能。

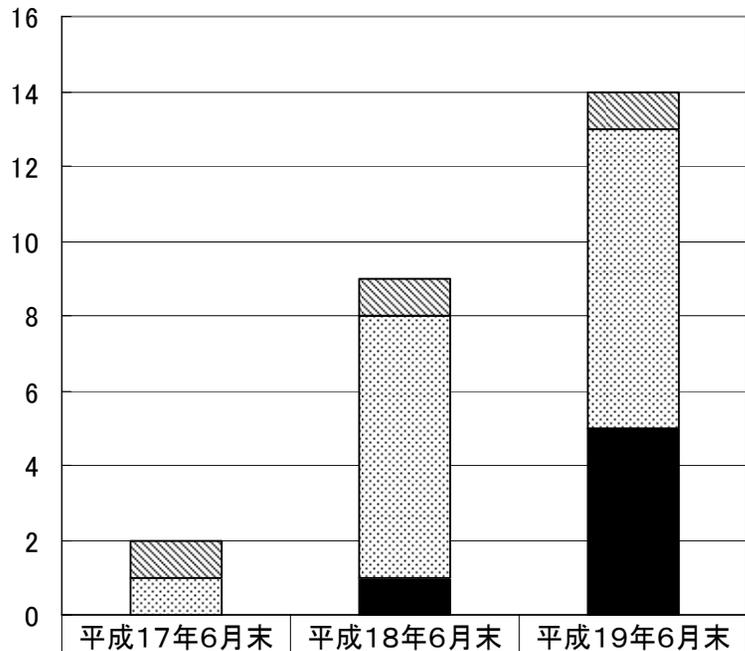
平成18年改正後

○信託受益権の販売

- 信託受益権販売業者は、金融商品取引業者として金融商品取引法の規制対象に。
- 信託業法から信託受益権販売業者に関する規定は削除(現在「信託受益権販売業者」は存在しない)。

4-2 信託契約代理店・信託受益権販売業者の推移

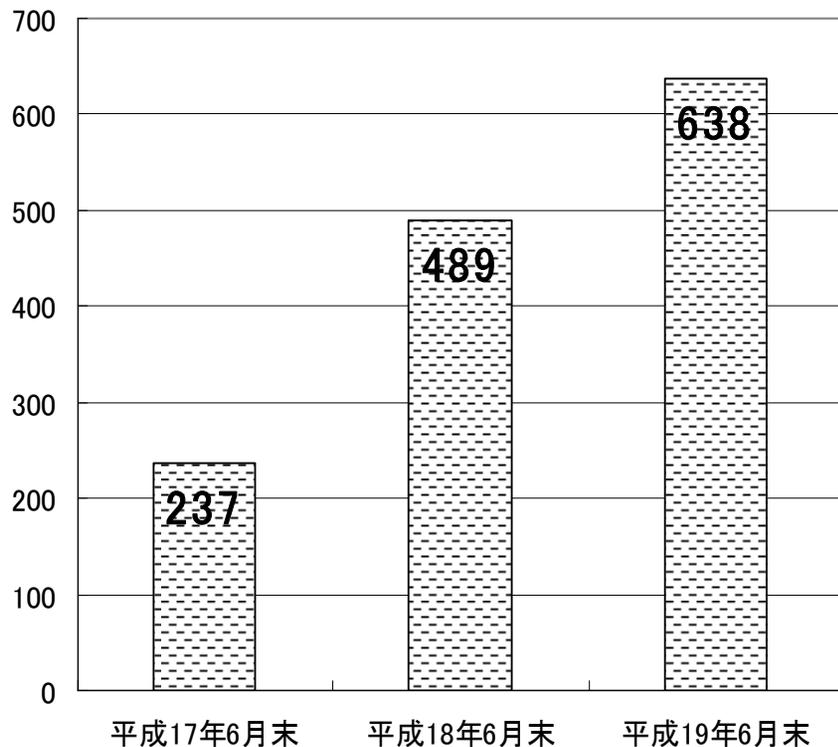
信託契約代理店の新規参入者数



	平成17年6月末	平成18年6月末	平成19年6月末
金融機関	1	1	1
証券会社	1	7	8
一般事業会社	0	1	5

(参照: 金融庁の一年)

信託受益権販売業者の推移



(参照: 金融庁の一年)

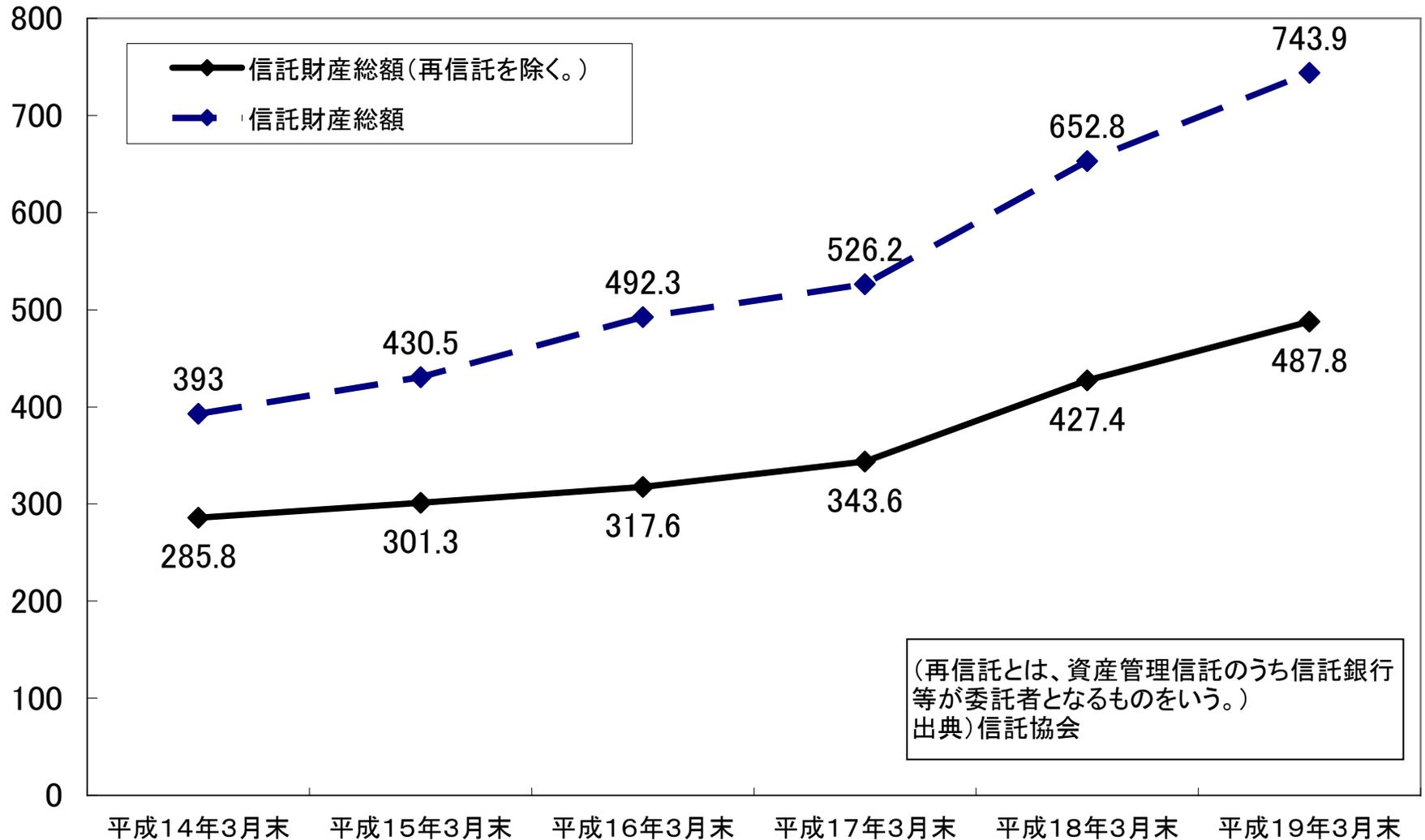
信託契約代理店の新規参入者も増加。そのほとんどを平成16年改正前は信託代理店となることができなかった証券会社、一般事業会社が占めている。

信託受益権販売業者は大幅に増加。信託受益権販売業者のほとんどは主に不動産を信託財産とする信託受益権を販売する不動産業者である。

5. 信託財産の受託状況

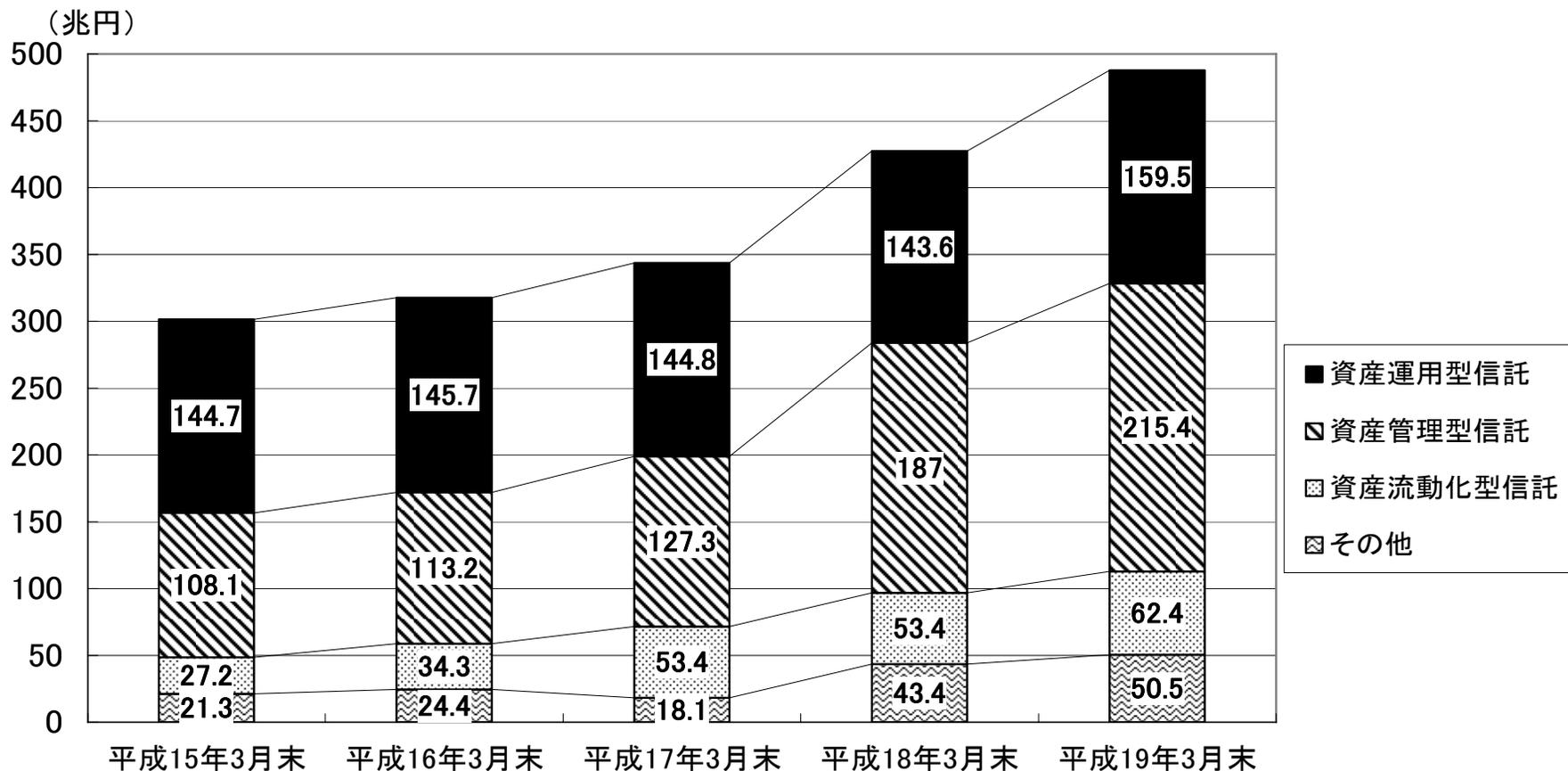
5-1 信託勘定残高の推移

(兆円)



信託勘定残高は全体として伸びており、再信託を除いても年々受託残高は増加。

5-2. 信託の受託概況(信託の機能別分類に基づく計数)



注1 資産運用型信託・・・受託者(信託銀行等)が自らの裁量により資産を運用信託
 注2 資産管理型信託・・・受託者が委託者等の指図に基づき資産を管理する信託(再信託を除く。)
 (再信託とは、資産管理信託のうち信託銀行等が委託者となるものをいう。)
 注3 資産流動化型信託・・・資産の流動化をはかり、原資産保有者が資金調達を行うための信託
 出典)信託協会

機能別に信託の受託状況を見ると、資産運用型・資産管理型・資産流動化それぞれの類型で受託財産が増加。